

地域振興県土警察常任委員会資料

(平成25年12月13日)

- 緊急雇用創出事業の予備枠による事業の追加実施について …………… 1
(警務部会計課)

- 「少年の健全育成のための有害環境対策に関する覚書」の
縮結について …………… 2
(生活安全部少年課)

警 察 本 部

緊急雇用創出事業の予備枠による事業の追加実施について

平成25年12月13日
警 察 本 部
(警 務 部 会 計 課)

1 緊急雇用創出事業の県事業予備枠を活用して追加実施することとした事業費

(9月11日から11月30日までに追加実施を決定した事業) 1,451千円

2 追加実施事業の内訳

事業名	本年度予算額 (うち新規雇 用人件費)	雇用創 出人数 (延べ)	①月額給料 ②雇用期間(予定) ③被雇用者の要件	事業内容
交通信号機管理システムデータ入力事業	907千円 (907千円)	1人	①142千円 ②H25年12月 ～H26年3月 ③パソコンに習熟 されている方	約1,300基の交通信号機の設置年月日等の基本データを管理している交通信号機管理システムに、新たに機器の製造年月、製造メーカー等を追加し、信号機更新の計画的な推進を図る。
職員安否確認・招集システム用データ管理事業	544千円 (544千円)	1人	①142千円 ②H25年12月 ～H26年2月 ③パソコンに習熟 されている方	職員安否確認・招集システムについては、平成25年10月から運用開始しているところであるが、想定される非常招集の事案ごとに電子メール送信先のグループ分けを行うなど、より使いやすい管理を行う。
合 計	1,451千円 (1,451千円)	2人		

※この事業は「緊急雇用創出事業臨時特例基金」を活用して実施する事業です。

「少年の健全育成のための有害環境対策に関する覚書」の締結について

平成25年12月13日
警察本部
(生活安全部少年課)
青少年・家庭課
くらしの安心推進課
教育総務課

少年の健全育成を図るため、知事部局、教育委員会、関係事業者・団体と連携して有害環境対策に取り組むことを内容とした覚書を12月9日(月)に締結した。

1 背景・目的

鳥取県では、青少年健全育成条例を制定し、有害図書類の指定、フィルタリング設定の徹底、青少年の深夜外出の制限等、青少年を有害情報や犯罪被害から守る取組を行っているところである。しかしながら、最近の有害情報の蔓延、深夜営業を行う店舗の増加等の状況から、行政による働きかけだけでなく、関係事業者・団体と協力しての取組が今後一層重要と考えられることから、覚書を締結し、行政と民間事業者が緊密に連携した取組を推進しようとするもの。

2 覚書を締結した機関、事業者・団体

鳥取県福祉保健部、鳥取県生活環境部、鳥取県教育委員会、鳥取県警察本部生活安全部、青少年育成鳥取県民会議、鳥取県カラオケボックス協会、鳥取県アミューズメント施設営業者協会、鳥取県飲食生活衛生同業組合、鳥取県コンビニエンスストア等防犯協議会、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社の12の機関、事業者・団体

3 覚書による具体的な活動

①有害情報の遮断

- ・ 関係事業者による有害図書類(雑誌、DVD、ゲーム等)の区分陳列等による視聴や閲覧防止の徹底
- ・ 行政と関係事業者・団体の連携によるフィルタリングの普及啓発の推進

②善良な風俗環境の保持

- ・ 行政と関係事業者・団体の合同による巡回活動(飲酒、喫煙者や深夜外出者への声かけ等)
- ・ 関係事業者(コンビニエンスストア、ゲームセンター、飲食店事業者等)による少年の飲酒、喫煙者や深夜外出者等に対する積極的な声かけ等 (覚書の調印式の状況)

③広報、啓発

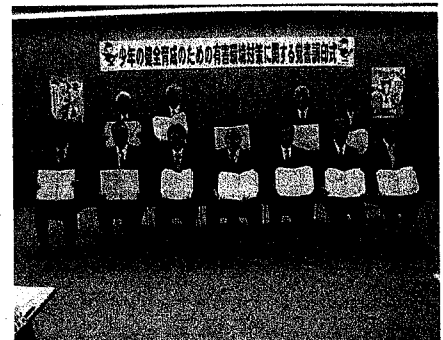
- ・ 行政と関係事業者・団体が連携した有害環境対策についての街頭啓発活動の実施
- ・ 行政と関係事業者・団体が連携して有害情報の危険性についての講習会、講演会等を開催

④健全育成の環境整備

- ・ 少年に悪影響を及ぼす環境の対策

4 今後の取組

その他の関係団体についても、覚書の締結について呼び掛け、連携を広めていく。



議会の委任による専決処分報告について (補足説明資料)
 (損害賠償に係る和解及び損害賠償額の決定について)

平成25年12月13日
 警察本部
 (警務部監察官室)

報告第2号

	所属	車種	事故概要	県側の損害		相手側の損害		県側総支出額 (A)+(B)	備考
				損害額	負担額 (A)	損害額	賠償額 (B)		
(9)	捜査一課 兼 鳥取署	捜査用車	所属職員が、捜査用務のため普通乗用自動車を運転中、路外に右折しようとして停車していた和解の相手方(兵庫県美方郡新温泉町個人)所有の軽乗用自動車の左側を通過する際、同車両が右折を中止して発進したため接触し、双方の車両が破損したものである。(過失割合:県側30%、相手側70%)	149,709	44,913	98,484	29,545	74,458	賠償額に修理負担額を加算
(10)	倉吉署	捜査用車	所属職員が、捜査用務のため普通乗用自動車を運転中、前方反対車線から右折してきた和解の相手方甲(岡山県苫田郡鏡野町個人)が運転する小型乗用自動車との衝突を回避したところ、和解の相手方乙(岡山県)が所有する中央分離帯に衝突し、同中央分離帯を破損させたものである。(過失割合:県側40%、相手側甲60%、相手側乙0%)	2,348,388 (牽引代 61,110を 含む)	24,444	甲なし 乙 207,900	乙83,160	107,604	○県側総支出額は、賠償額に牽引負担額を加算した額 ○国費車両を廃車したため、修理代なしで甲からの弁済金は国へ返還
(11)	米子署	パトカー	所属職員が、地域用務のため軽特種自動車を運転中、前方の注意を怠ったため、信号待ちで停止していた和解の相手方(米子市個人)所有の軽貨物自動車に追突し、双方の車両が破損するとともに、和解の相手方が負傷したものである。(過失割合:県側100%)	462,819	462,819	748,159	30,000	492,819	賠償額に修理負担額を加算
(12)	交機隊	白バイ	所属職員が、交通用務のため小型特種二輪車を運転中、交通違反を処理するため路外駐車場に停車して降車しようとした際、バランスを崩して転倒したことから、停車させていた和解の相手方(鳥取市個人)所有の小型乗用自動車に接触し、同車両が破損したものである。(過失割合:県側100%)	なし	なし	94,091	30,000	30,000	軽微な擦過等で自己修理し、賠償額のみ
(13)	米子署	パトカー	所属職員が、生活安全用務のため小型特種自動車を運転中、路外駐車場から道路に進入しようとした際、前方より当該駐車場に進入しようとする車両があったため、後退したところ、後方の安全確認が不十分であったため、後方で停車中の和解の相手方(米子市個人)所有の小型乗用自動車に接触し、同車両が破損したものである。(過失割合:県側100%)	なし	なし	8,400	8,400	8,400	軽微な擦過等で自己修理し、賠償額のみ
(14)	交機隊	白バイ	所属職員が、交通用務のため小型特種二輪車を運転中、運転操作を誤ったため、和解の相手方甲(米子市個人)が設置するフェンスに接触し、同フェンスを破損させたものである。また、同フェンスに接触したはずみで、当該小型特種二輪車が、和解の相手方乙(米子市個人)所有の小型乗用自動車に接触し、同車両が破損したものである。(過失割合:県側100%)	なし	なし	甲 105,000 乙 157,639	30,000	30,000	軽微な擦過等で自己修理し、賠償額のみ
(15)	捜査二課	捜査用車	所属職員が、捜査用務のため小型乗用自動車を運転中、前方の注意を怠ったため、渋滞により停止していた和解の相手方(米子市個人)所有の軽乗用自動車に追突し、同車両が破損したものである。(過失割合:県側100%)	なし	なし	144,938	30,000	30,000	軽微な擦過等で自己修理し、賠償額のみ
(16)	境港署	パトカー	所属職員が、交通用務のため普通特種自動車を運転中、転回のため外側車線から中央側車線に進路変更する際、後方の安全確認が不十分であったため、後方から進行してきた和解の相手方(米子市個人)所有の軽乗用自動車に衝突し、双方の車両が破損したものである。(過失割合:県側100%)	186,270	なし	329,992	30,000	30,000	廃車の部品を利用して自己修理し、賠償額のみ
				3,147,186	532,176	1,894,603	271,105	803,281	※ 単位:円

※ 参考

- ① 保険加入先
 全国共済農業協同組合連合会(JA共済連)
- ② 加入内容
 対人賠償保険~2,000万円
 対物賠償保険~100万円(免責額:平成24年12月までは10万円を以て降は3万円)

